

志木市ふれあい館「もくせい」管理運営業務委託プロポーザル審査に係るプレゼンテーション傍聴要領

1 傍聴者の定員

傍聴者の定員は3人とする。

2 傍聴者の申込方法

- (1) 傍聴を希望する方は、プレゼンテーション開催日の3日前（閉庁日を除く。）の17時15分までに、傍聴申込書（別紙）に必要事項を記入の上、直接持参、郵送、FAX又は電子メールにより、市民活動推進課へ提出すること。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第締め切る。
- (3) 傍聴の可否については、プレゼンテーション開催日の前日までに事務局から通知する。

3 会場での受付及び手続

- (1) 会場への入室は、開始時間15分前から許可する。
- (2) 会場への入室に当たっては、会場前の受付で氏名、住所等を記入すること。
- (3) プラカード、幟（のぼり）等を携帯し、又はたすき、ゼッケン等を着用している者は、入室を拒否する。

4 傍聴できない者

- (1) 志木市民でない者
- (2) 人に危害を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、プレゼンテーションを妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると、選定委員会委員長（以下「委員長」という。）が認めた者
- (5) 志木市ふれあい館「もくせい」管理運営業務委託プロポーザル参加表明者及びその関係者

5 傍聴における遵守事項

- (1) 会場における発言に対し、拍手その他の方法により公然と批評又は賛否の表明、威圧的行為等をしないこと。
- (2) 会場において、私語、談笑等の行為をしないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、プレゼンテーション会場の秩序を乱し、又は運営に支障となる行為をしないこと。

6 プレゼンテーションの秩序維持

(1) 傍聴人は、プレゼンテーションを傍聴するに当たっては、委員長及び職員の指示に従うこと。

(2) 傍聴人が前項に掲げる諸事項を守らない場合は、これを注意し、従わないときは、委員長が退場させる。

7 その他

当日はプレゼンテーションの傍聴はできるが、資料等の提供は行わない。